

## 船員保険・厚生年金保険 不適用船舶所有者届

### 【手続概要】

この届出は、船舶所有者でなくなったときまたは被保険者が全員喪失したため、船員を使用する者でなくなった場合、当該事実があつた日から 10 日以内に船舶所有者が行わなければなりません。

### 【添付書類】

1. 原則、下記（1）、（2）のいずれかが必要となります。
  - (1) 解散登記の記載がある法人登記簿謄本のコピー  
(破産手続開始または終結の記載がある閉鎖登記簿謄本のコピーでも可)  
※登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。詳細は、「法務局オンライン申請のご案内」([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online\\_syoumei\\_annai.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html))をご確認ください。
  - (2) 雇用保険適用事業所廃止届（事業主控）のコピー
2. 1. の添付ができない場合、（3）～（7）のいずれかを添付してください。
  - (3) 紿与支払事務所等の廃止届のコピー
  - (4) 合併、解散、休業等異動事項の記載がある法人税、消費税異動届のコピー
  - (5) 事業所廃止届のコピー
  - (6) 事業所廃止等を議決した取締役会議事録のコピー
  - (7) その他、船舶所有者でなくなったこと、もしくは雇用する船員がいなくなったことが確認できる書類

### 【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

### 【提出方法】

郵送、窓口持参、電子申請